

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会  
新エネルギー小委員会 バイオマス持続可能性ワーキンググループ (第7回)

日時 令和2年9月17日(木) 10:03~12:02

場所 経済産業省 別館11階 1115会議室

議題 ①バイオマス発電燃料の持続可能性に係る第三者認証スキームの追加について

②認証機関・海外政府ヒアリング

- ・インドネシア政府
- ・マレーシアパームオイル庁
- ・ISCCワーキンググループ
- ・GGLワーキンググループ
- ・PKS第三者認証創設準備委員会
- ・質疑応答

○和田新エネルギー課長補佐

それでは、定刻になりましたので、ただいまより、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会のバイオマス持続可能性ワーキンググループ第7回を開催させていただきます。

本日はご多忙のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

早速ではございますが、議事に先立ちまして事務的に留意点を申し上げます。

本ワーキンググループの開催に当たり、一部の方におかれてはオンラインでご参加をいただいております。このため、会場でご発言される場合は、マイクをお使いいただくようお願いいたします。また、オンラインでご参加いただいている皆様は、発言をご希望いただく際は、チャット機能を活用して、発言をご希望される旨をご入力ください。順次座長より指名させていただきますので、マイクとカメラをオンにいただき、ご発言いただけますと幸いです。

なお、オンラインでご出席いただいている方も含めまして、ご自身が発言されるとき以外は、マイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

本日の一般傍聴につきましては、新型コロナウイルス対策に伴う政府の方針を踏まえまして、また、広く傍聴いただく観点からも、インターネット中継での視聴方式を取らせていただいております。

それでは、これからの議事進行については、高村座長にお願いすることとさせていただきます。

○高村座長

おはようございます。

それでは、お手元の議事次第に従って議事を進めてまいります。本日は認証機関、そして海外の政府からインドネシア政府、マレーシア政府、I S C Cのワーキンググループ、それから、G G Lワーキンググループ、P K S第三者認証創設準備委員会からのヒアリングを行います。具体的にはインドネシア政府とマレーシア政府からは、通訳を含めてそれぞれ20分ずつ、I S C Cワーキンググループ、10分、G G Lワーキンググループ、10分、そしてP K S第三者認証創設準備委員会からそれぞれ10分、プレゼンテーションをいただいた後に、まとめて質疑応答を行ってまいります。

本日、多くの団体からプレゼンテーションいただきますので、改めて発表者の皆様におかれましては、時間厳守をお願いしたいと思います。

続きまして、事務局から本日の配付資料の確認をお願いいたします。

○和田新エネルギー課長補佐

それでは、配付資料を確認させていただきます。配付資料一覧でございますとおり、議事次第、委員等名簿、座席表、資料1として、バイオマス発電燃料の持続可能性に係る第三者認証スキームの追加について、こちらは事務局資料でございます。資料2が、インドネシア持続的パーム油認証制度について、こちらはインドネシア政府からいただいている資料でございます。資料3が、マレーシア持続可能なパーム油、こちらマレーシア政府からいただいている資料になります。資料4が、再生可能エネルギーのためのF I T制度に従ったI S C C認証材料の主要素、こちらはI S C Cワーキンググループからいただいております。資料5が、日本市場への供給に向けたM E T I要求事項に準拠するためのアクションプラン、こちらがG G Lワーキンググループの資料になります。資料6が、新たなP K S第三者認証制度について、こちらがP K S第三者認証創設準備委員会の資料になります。

もし、不足等がございましたら、ご連絡をいただければと思います。

○高村座長

配付資料等は問題ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、プレスの皆様の撮影はここまでとさせていただいて、プレスの皆様はここでご退席をお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、第三者認証スキームの追加の論点について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○和田新エネルギー課長補佐

それでは、事務局より説明させていただきます。資料1をご覧ください。

1ページおめくりいただいて、全体像という資料でございますけれども、これは前回のワーキングのご議論の中でもお示しをさせていただきました。今年度のワーキングについては、こちらにございますとおり、食料競合、ライフサイクルGHG、そして本日ご議論いただく第三者認証スキームについてご議論をいただくわけでございますけれども、本日はこの3つ目の議論をさせていただきますということでございます。

3ページをご覧ください。これは復習になりますけれども、これまでの議論の経緯といたしまして、2018年度の調達価格等算定委員会において、新燃料の追加を含め、パーム油ですとかPKSに関する第三者認証の持続可能性について議論を行い、2021年3月末までの経過措置を認めるというご議論をいただきました。これを踏まえまして、昨年度の2019年度の本ワーキングにおきまして、具体的にどのような認証を対象とするかというご議論をいただきまして、この四角の2つ目にまとめておりますとおり、取りまとめいただいております。

この中でも、一番下のポツのところでございますけれども、現行認められているRSPO認証に加えてRSB認証を追加した上で、今後、持続可能性基準に適合していると認められる認証スキームの追加を求められた場合は、本ワーキングにおいて検討するというのを整理いただいております。

1ページおめくりいただきまして、こちらは、すみません、カラーの資料ではないかもしれませんが、去年の議論においては、左側からRSPO2013・2018、RSB、ISCC、あとISPO、MSPO、GGL、ここまでを一応新しく認めるということでご議論いただいております。

1ページおめくりいただいて、5ページをご覧ください。昨年度の中間整理以降、ここにございますとおり、ISPO認証、MSPO認証、ISCC認証、GGL認証、PKS第三者認証創設準備委員会による認証について、持続可能性基準に適合していると認められる認証への追加を希望する旨が事務局に寄せられております。これを踏まえまして、本日、このワーキングにおきまして、各認証団体からヒアリングを実施させていただきたいと考えております。

ただ、この各認証スキームにつきましては、昨年度の本ワーキンググループにおいても基準を満たすことが確認できなかった事項が整理されているところがございますので、事務局からは各認証団体の皆さんに対して、本日のヒアリングでは、これまで満たしていなかったというふうに整理がされている部分について、どのように新たな整理や制度の変更をしていただいたのか、というところをご説明いただくようお願いをしております。

本日のヒアリングの結果を踏まえて、個別認証の適用の検討・整理については、また事務局のほうで整理をさせていただいて、ご議論いただいた上で、調達価格等算定委員会にご報告することとさせていただきたいと思います。

事務局からの説明は以上です。

○高村座長

ありがとうございました。

それでは、これから、まず、資料2につきまして、駐日インドネシア共和国大使館農務官のスリ・ヌルヤンティ様からご説明をいただきます。通訳を含めて20分のお時間の範囲でお話をお願いしたいと思います。

それでは、スリさん、よろしく願いいたします。

○インドネシア政府

尊敬する経済産業省、資源エネルギー庁、省エネルギー・新エネルギー部の皆様、そしてワーキンググループ委員の皆様、本日、このような機会を与えていただき、誠にありがとうございます。持続可能なパームとして、その副産物をインドネシア政府として大統領規則で既にコミットしました。それは2020年の大統領規則44番のことです。その内容は持続可能なパーム認定システムで新 I S P Oとして明記されました。2020年6月22日にそのコピーを既に提出しました。

その中で、第4条4項によると、I S P Oの原則と基準は、大臣規則で規定されています。今回は大統領規則に基づいて、農業大臣規則の内容について説明したいと思います。

まず、スライド3を見ていただきたいと思います。それは農業大臣規則の素案で、その改善点はこれから述べたいと思います。

1つ目は、I S P O、日本語だとアイエスピーオーなのですが、インドネシア語でイスポとこれから呼びますが、I S P O認定フローが明確にしたことです。認定は第三者または独立機関から構成されている I S P O 認証機関で決定されます。認定要件が満たされたら、その後、2段階審査を実施します。それは I S P O の原則と基準を満たすためのものです。審査の報告は I S P O 発行の基準として利用されます。その I S P O、農園の種類によって農業大臣規則2009年の7番に明記されます。

これから2番の改善点について説明したいのですが、スライド4をご参照ください。新 I S P O のサプライチェーンについて説明したいと思います。新 I S P O 認定は、サプライチェーンも明確にします。そのプロセスはパーム果実から工場処理された製品までの流れが常に明記されます。製品として C P O と P K O もありますけれども、副産物として P K S も含まれます。その意味では新 I S P O 認定はトレーサビリティを保証します。

これから、このトレーサビリティについて説明したいのですが、スライド12と13をご参照ください。スライド12では栽培から工場までのトレーサビリティを保証する内容です。スライド13は工場から輸出工場でのトレーサビリティ保証する内容です。これはISO/IEC17020に従って検査が実施されます。

一方、透明性について、新ISPOの第6番目の原則として、2012年のSNE・SNI・ISO17065で規制されています。つまり新ISPO認定はISO17065を完全に採用しています。

次は、スライド5と6をご参照ください。新ISPOは7つの原則、37の基準と173の指標で構成されています。新ISPOの7つの原則は、1つ目、法令の遵守、2つ目、農業生産工程管理、3番目、環境、天然資源と生物多様性の管理、4番目、労働者への責任、5番目、社会的責任と地域経済の強化、6番目、透明性の適用、そして7番目は事業持続性の向上で、基本的に原則4及び5は、農業農家には適用されません。新ISPOでは小規模農園と自営農園の間に区別はありません。全てISPO認定を受ける必要があります。

その結果、新ISPOの原則と指標に基づいて、インドネシア政府は日本政府の懸念に既に回答したかと思えます。それは土地の合法性、環境保全、地域経済の強化、透明性とトレーサビリティの原則、そして児童労働と子供労働をなくすことの実施などが実施されました。

日本の懸念事項としてインドネシア政府は、スライド10と11を見ていただければ、その回答が明確だと思えます。そこに新ISPOの原則基準及び指標の詳細が既に記載されています。例えば土地の合法性について参考になる規則は、2015年の政府規制104番の森林区域の選定と利用の変更について、そして、2018年の大統領令8番のパーム農園のモラトリアムについてのことです。さらに2019年の大統領令5番、原生林とピート新開発の強化の中止をすることです。社会的責任と労働分野について、2003年の法律13番に既に明記されています。

新ISPOの認定は大手企業だけではなく、小規模農園及び自営農園も必須となります。その結果、インドネシアの全てのパーム、バイオマス産業は新ISPOで認定しないとけません。

新ISPOの機関はISPO委員だけではなく、持続可能なパーム農園の評議会も入っています。ISPO認定の基準を基に、現在は川下のサプライチェーンの工業大臣規則で作成中です。

この一大の取組は持続可能なパーム、バイオマスを確保するためのものです。インドネシア政府の深刻さの証拠でもあるかと思えます。それは社会的・経済的・環境的・公的観点からも実施され、SDGsの達成に沿っているものというふうに私は思います。

日本を含むパートナー国からの協力を願っております。それはFeed In Tariff、FIT制度を活用してパームバイオマスを持続可能な燃料の原料として使っていただきたいというふうに思います。そのことをインドネシア共和国政府は保証します。

私からの説明は以上ですが、日本政府がインドネシアのバイオマスをMSPO認定として認めることを期待します。ご検討ありがとうございます。

○高村座長

スリさん、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、資料3につきまして、マレーシアパームオイル庁、アマッド・バルグィーズ・グラム・カディール様からご説明をいただきます。通訳も含めて20分以内でのご報告をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○マレーシアパームオイル庁

おはようございます。経済産業省資源エネルギー庁そしてバイオマス持続可能性ワーキンググループのメンバーの皆様、本日はお忙しい中お時間を割いていただき、誠にありがとうございます。

今回は皆さんにMSPO、持続可能なパーム油のマレーシア基準に関するプレゼンテーションを行い、それに関する質問にお答えする機会を与えていただき、心より感謝いたします。今回、同席しているのは、NPOシーシーのチュウCEO、そしてNPOビーの様々な分野担当の職員の方々です。

そして、私から今回、皆様から提起された疑問・質問に対してお答えさせていただきたいと思っております。本日はMSPOについて実りある話し合いができることを楽しみにしております。そして何か疑問点等がございましたら、お気軽にお申し出ください。

私どもとしましては、本日の会議終了後もMSPOに関する連絡は、引き続き密な状態を保ちたいと考えております。さらなる改善のため、メンバーの皆様からのご意見等も常に歓迎いたします。MSPO認証スキームが日本のバイオマス発電ガイドラインに基づいたFIT制度向けの判断基準の一つとして採用される方向で、ワーキンググループの皆様からぜひお力添えをいただきたく、心よりお願い申し上げます。

それでは、スライドの2をご覧ください。MSPOの認証に関して、これが前回、皆様からいただきました5つの質問に答える形で構成されています。

それでは、4ページ目をご覧ください。1つ目の質問に対する回答です。これは第1部、第2部、第3部、第4部の違いですけれども、この1部というのは、MSPO認定で一般原則及び基準を示しているものであり、認証機関が監査可能な指標を含むものではありません。ですので、監査を行う際には適用されません。

そして、この独立小規模農業ですけれども、これの定義としましては、40.46ヘクタール未満のパーム油農場を所有する、または賃借する、なおかつ、そして自分自身で管理・経営を行う個

人農家と定義されています。

次に、組織された小規模農園とのことなのですが、この組織化された小規模農園というのは、40.46ヘクタール未満のパーム油農場を所有はしていますが、この経営管理が国家機関もしくは州政府の機関、FELDAのような機関がこの経営を行っている機械です。そして第4部の説明ですけれども、7ページ目です。これはパーム油搾油所向けの規定になっています。

次に、質問の2に移りたいと思います。強制労働または人身売買の禁止についてのご質問でした。強制労働、そして人身売買ですけれども、マレーシアにおいては2007年制定違法移民人身売買法にて対処しております。子供ではない人間の人身売買、そして移民の密輸は、この法律はAct 670と呼ばれていますけれども、この中で犯罪であるとみなされ、そして有罪判決が確定しましたら、有罪者は禁固刑または罰金の対象となります。この中で、雇用法の中でも明確に定義されています。

次に、MSPOの中での判断基準としましては、国連持続可能開発目標、そして国連食料及び農業ビジネス原則、そして該当するマレーシアの法令及び規制に基づいて、MSPO基準が制定されております。そしてマレーシアの法律というのは、原則として英国法と同様である場合が多いです。このマレーシアにおける法規ですけれども、これは被雇用者、パーム油産業に従事する従業員を保護するために対応する法令及び規制がございまして、それが1955年制定の雇用法、1966年、児童・青年雇用法となっています。

次に、1955年の雇用法の下では、労働者の福祉というのは体系的かつ総合的な条項にて十分に保護されております。これには以下のものを含みますが、これには限定されません。1、賃金の支払い、2、賃金の優先、3、女性の福祉、4、妊産婦の保護、そして休日、勤務時間、病気休暇等、異議申立て及び質疑、そしてセクシャルハラスメントです。こうした規定は、労働者及びその福祉を保護すべく対応しております。

1955年の雇用法というのは、強制労働または人身売買を禁止するだけではなくて、マレーシア政府が法令を遵守していない場合に、必要な法的な措置を取るに当たってのこの措置を具体的に定めております。

マレーシアの法令というのは規制を補足され、マレーシアにおけるパーム油プランテーションの労働者及び労働環境を保護すべく、非常に有効なアクションを定めています。

このMSPOの要件中には、このようなことが明記されています。以下にあるように、小規模農家、プランテーション及び搾油所がこれを遵守することとして、ここに記載されているパート2、パート3、パート4の部分に記載されております。

次に、質問の3に移りたいと思います。これは労働安全衛生計画に関わるものでした。マレー

シアの1994年、労働安全衛生法の規則に基づき、従業員数が40名に満たない場合、安全衛生委員会及び安全計画を策定する必要はございません。ご参考までに、マレーシアの第2部に該当する独立小規模農家というのは、収穫や施肥、そして農薬散布のような農業活動は、ほとんど彼ら自身が行っていますので、従業員を有していません。

15ページをご覧ください。労働安全手順ですけれども、こうしたものはMPOBの職員が現場で指導を行っているこうした手順を、小規模農家が実施しております。その中には5つの柱がございます。1、個人用保護器具を適切に使用すること、2、農薬及び肥料を適切に貯蔵、保管すること、3、指定廃棄物を適切に管理すること、そしてマレーシアについては個人用保護器具やきちんとした保管所というものについては、マレーシアのほうで小規模農家を援助して、この施設を提供しております。それ以外に、事故・緊急の際の手順、そして安全作業の手順というのがございます。

次の質問は、農薬の使用に関するご質問でした。許可済みの農薬のリストというのは、1974年制定の農薬法にて規定しております。これは農薬法に明確に記載されており、MSPOの中でもこれは網羅されているということになります。

次に、質問5に移りたいと思いますが、労働者の権利についてですけれども、1955年の雇用法の第8条、従業員は全て労組に加入する、もしくは参加する、または組織化する権利が保護されております。この法律ですけれども、これはRSPO中の条件と比較しても、労働者の福祉を保護するという意味で、はるかに包括的かつ有効なものであると考えます。

第8条ですけれども、いかなる雇用契約においても、以下の契約の当事者である従業員の権利を、その手段を問わず制限することはできないと規定されています。その内容ですけれども、もう一度繰り返します。いかなる雇用契約においても、以下の契約の当事者である従業員の権利を、その手段を問わず制限することはできない。そしてaとして、登録済みの労働組合に加入する、b、登録済みの労働組合の活動に係る組合の職員として、またはメンバーとして参加すること、そしてc、1959年労働組合法に基づき、労働組合を組織化する目的のために、他の人物と共に活動すること。

そして、MSPOのパート2、パート3、パート4ですけれども、これはMSPOの要件の中に明記されておまして、この中で小規模農家、プランテーションが法律を遵守することと記載されております。

21ページをご覧ください。2019年11月にMPOCCにおいて、ユーザーが栽培者から顧客までのパーム油のバリューチェーンをモニタリングできるようにMSPO Traceアプリというのを立ち上げました。MPOCCのほうではMSPO Simple Verification Scheme (MSPO S



VS) と称する派生的な基準も最近開発いたしました。

そして、このSVSというのは、トレーサビリティ文書の検証及び在庫の貯蔵、日本における各製造段階におけるMSPO認定パーム油製品の製造及び流通を含む取引記録、そして配送記録を通じて、サプライチェーン認証の要件を定義するものです。

次に、MSPO認証のこれが現状になっております。2020年1月1日以降、MSPO認証はマレーシアにおけるパーム油事業者全てに必須となり、義務づけられるようになりました。ということは、MPOBによる業務、事業ライセンスの講習、更新を続けるためには、MSPO認証を取得する必要があるわけです。

23ページですけれども、これはMSPOのトレースのアプリです。この中のインターフェースはこのような概略化になっております。これは、Google PlayやStoreでダウンロードしていただけます。この中にはMSPO認証の進行情報、それと現在のそれぞれの認証の数や面積といったもので、このトレーサビリティをきちんと確保すべく、このような情報を提供しております。

このMSPOのトレースというのは、MSPOラベルというものがあまして、QRコードを使ってトレースができます。使用しているパーム油について、これは全てサプライチェーンを遡って、全てトレースができるような構造になっております。

最後になってしまいますが、私どものほうではワーキンググループの皆様にMSPO、日本の認証スキーム、FIT向けのスキームとして承認していただけるようお願いしております。MSPOの中では3Psのバランスをうまく取って持続可能性を保っております。

これはマレーシアの原住民の写真を載せていますが、こうした小さな小規模農家もMSPO認証を得ております。こうした小規模農家についてもこの認証を義務づけているのは、このMSPOのみです。

ご清聴ありがとうございました。

○高村座長

アマッド・バルヴィーズ・グラム・カディール様、どうもありがとうございました。

それでは、次に、ISCCワーキンググループ代表、大村次郎様から資料4についてご説明をお願いいたします。10分のお時間の範囲でご説明をお願いできればと思います。

○大村代表

まず、最初に、ISCC、GGL、両団体を代表しまして、本日はこのような場をご提供いただきまして、ありがとうございます。

まず、最初に、本日、私がISCC、GGL両団体を代表するという経緯を簡単にご説明させ

ていただければと思います。今年初め、I S C C、G G L両団体のほうから事務局のほうに、今回新たに改めたスキームのほうを承認してほしいという申し出をした際には、両団体から来日し、直接ご説明する予定でしたが、今回のコロナ禍で来日が伴わず、私が所属する団体がこの認証スキームを認証しているという関係性から、本日は代理で代表させていただいてご説明させていただくという経緯になります。その辺、ご了承いただければと思います。

本日、委員の皆様からいただきますご質問については、本日、即答できないものもあるかと思えます。その際には後日、I S C C、G G L両団体に確認した上で改めて回答させていただければと思います。本日はよろしくお願ひします。

まず、最初に、I S C Cです。再生可能エネルギーのためのF I T制度に沿ったI S C C認証材料の主要素ということで発表させていただきます。

I S C CはM E T Iの要望に沿った固体バイオマス及びパーム油認証ための指針を策定しました。2つの文章がございまして、こちらについては、日本における再生エネルギーのためのF I T制度に向け固体バイオマス及びパーム油の要求事項を網羅していると考えております。供給源と川下のサプライチェーン組織に向けた持続可能性要求事項が含まれます。持続可能性要求事項はM E T Iのベンチマーク、去年に定められた基準に沿っています。

2つの日本向けI S C C文書は、一般I S C Cシステムの原理に沿って策定されました。

次のページ、3ページ目、I S C Cは2019年8月のM E T Iワーキンググループに認められた相違に沿って、持続可能性要求事項を両文書に書き加えました。そして追記された部分については、こちらでございまして。

加工におけるGHGを含む汚染及び排出削減、加工における適切な土地の権利、加工における児童労働、強制労働の禁止、加工における労働者の安全衛生確保、労働者の結社及び団体交渉の権利の確保、加工における法律の準拠、加工における情報開示規定及び提供、適切な管理実践及び継続的改善のための要求事項を追記しております。

加工におけるGHGを含む汚染及び排出削減に向けたガイドライン、GHG排出量が高いエリアの特定、GHG排出量緩和策を定めます。実際のGHG排出量と将来のGHG排出量を計算し、GHGの削減量を決定、実施計画の準備、審査員による実施確認となります。

ガイダンス文書「I S C C日本向け固体バイオマス」及び「I S C C日本向け持続可能なパーム油」は、2020年9月にI S C Cウェブサイトにて公開されます。ガイダンス文書はパブリック・コンサルテーション用に発行されまして、I S C Cの要求事項に従い、この期間は60営業日としております。パブリック・コンサルテーションの過程後、ウェブサイトのI S C C文書セクション内にアプリケーションにてガイダンス文書にアクセスできるようになります。

続きまして、日本向けパーム油についての認証候補についてご案内させていただきます。全ての農園は搾油工場により検証され、認証機関によりサンプルベースで審査を受ける、全ての搾油工場は独自の認証を取得するということとなります。このサプライチェーンが左から右へ、川上から川下という図になりますけれども、まず、最初に、ページは7ページ目です。搾油工場が認証取得企業となりまして、その搾油工場が自らパーム農園を100%内部監査をし、なおかつパーム農園から自己宣言書を入手すると。

そして、搾油工場が行っている内部監査が、確実にパーム農園で実施されている内容が問題ないかどうかということ、認証機関がリスク分析をした上で内部監査に同行し、内部監査の適正を確認するという作業になっております。

次、8ページ目です。日本向け固体バイオマス、全ての供給源は収集地点により検証され、認証機関によりサンプルベースの検査を受ける、これは先ほどのパーム油と似ていますが、今回、こちらの固体バイオマスについてはコレクティングポイント、こちらが回収業者という立場の企業になりますが、こちらが認証取得企業となります。この認証取得企業が供給源の搾油工場、こちらの内部監査を100%実施し、なおかつ自己宣言書を提出していただきます。そちらの内部監査を第三者機関がリスク分析し、必要と思われる件数を内部監査に同行し、その内部監査の適正を確認するという作業になります。

では、付録のほうを簡単にご説明させていただきたいと思います。

10ページ目、I S C C登録及び認証プロセスということで、こちらが認証プロセスとなります。まず、最初に、I S C Cへの申込みユーザーのほうから申請していただき、最終的に認証書が発行されるまでの認証プロセスがここに記載されております。

11ページ目、I S C Cは現在、全世界に32の認証機関が実施しております。

12ページ目です。I S C Cはウェブサイトにて認証を取得されました企業様の認証書を公開しております。

13ページ目になります。I S C C信頼性プログラムというのは、I S C Cの品質政策の重要な柱です。簡単に申し上げますと、その認証プログラムが適切に機能しているかということ、内部で精査し、不正等の可能性がある場合、もしくは苦情のほうがございました際には、必ずこの信頼性プログラムを実施して確認をするという作業を行っております。

I S C Cは2019年に65件の信頼性評価を実施し、その中でシステムユーザー24件の一時停止、認証書23件の取消し、認証機関については3社にイエローカードを発行する等、あと、審査員の品質に対しても明確にし、パフォーマンスの悪い審査に対しては停止を決めました。

I S C Cは信頼性プログラムの結果を分析し、適切な処置を導き出しますということで、この

問題が起きた際には、必ずその手順書等を確認し、システムのアップデートをその都度行い、トレーニングを実施し、認証機関とも連携を深めてコミュニケーションを取り改善していくというのが、こちらの信頼性プログラムの概要となります。

以上がI SCCの発表となります。

○高村座長

ありがとうございました、大村様。

続きまして、同じく大村様から、GGLのワーキンググループ代表として、資料5についてご説明をお願いできればと思います。○大村代表

続いて発表いたします。

GGLです。資料5のほうをご参照いただければと思います。日本市場への供給に向けたMETI要求事項に準拠するためのアクションプランということで、ご案内させていただきます。

2ページ目をご覧ください。こちらが去年のワーキンググループにてGGLの不足要素ということで上げられた項目となります。今回、ご案内させていただく内容につきましては、まず、こちらの不足分をどのようにGGLが対応したかということをご説明させていただきたいと思えます。

3ページ目です。GGLはMETIのベンチマークに沿って要求事項を網羅する日本市場への供給向け規格の最終作業中でございます。日本市場へ供給する関連の要求事項につきましては、GGL1d、日本市場への供給に向けた導入文書及び附属基準文書により網羅しております。GGL認証取得企業は、GGLCoC、GHG及び商取引規格が必須であります。日本市場向けに策定された要求事項は、GGLにおける既存基準の枠組みの中に付け加えられて、追加で要求事項が記載されております。

次のページ、4ページ目をお願いいたします。こちらがGGLの枠組みとなります。こちらについては、詳細をご説明するのはちょっと割愛させていただきますが、次のスライド等でご案内できる範囲でご案内させていただきたいと思えます。

5ページ目です。社会及び労働について。

6ページ目、土地の権利については、原則6を追記しております。

次のページ、7ページ目、児童労働及び強制労働につきましては、GGLの原則6、7、9で追記しております。

続きまして、8ページ目、労働者の安全衛生については、GGLの原則8にて追加しております。

9ページ目、労働者の権利については、原則7にて追記しております。

続きまして、10ページ目、ガバナンスです。

11ページ目になります。法令遵守につきましては、原則6で追記しております。

12ページ目、そして情報開示について、こちらは原則9にて追記していますとともに、13ページをご覧ください、原材料宣言書というものを加工工程において全ての企業に提出を求めることとしております。

続きまして、トレーサビリティ検証プログラム、14ページ、検証プログラム、トレーサビリティの保証ということで、審査方法について簡単にご紹介させていただきたいと思います。

15ページ目になります。こちらのサプライヤー検証の一覧ですけれども、一番上の上段の部分が、今回PKSを想定してご案内しますと、サプライヤーというのがCPOを見るということになります。中段の参加者、こちらが回収業者、コレクターと言われている立場で、下段が認証機関となります。

一番左のほうをご覧くださいますと、認証スキームを既に取得しているCPOミル、例えばRSPO、RSBです。これらのスキームを既に認証取得しているCPOミルについては、このサプライヤー検証から免除されます。ただ、免除されますけれども、この原材料宣言書というものを必ず提出していただきます。認証スキーム等を取得していないCPOミルにつきましては、このサプライヤー検証プログラムにのっとり、必ず原材料宣言書をいただくとともに、回収業者、参加者がサプライヤー検証プログラムにのっとり、100%、CPOミルの内部監査を行います。そして、その内部監査について認証機関が適切に行われているかどうかということ、リスク分析の上確認し、必要件数、同行し、内部監査が適切に行われているかどうかを改めて検証するというサプライヤー検証プログラムになります。

以上、ご説明させていただいたのが、次の16ページと17ページになります。なので、そこについては飛ばさせていただきます。

18ページ、GGLのトレーサビリティ保証についてですが、GGLの品質管理システムは、要は上流から下流まで必ずサプライチェーンのトレーシングのシステムを置いております。このトレーサビリティを担保するのは、この商取引証明書というものになりまして、認証機関が取引ごとに必ず取引される書類等を用いて、確実に認証原材料であることを証明しております。

このサプライチェーンは左から右へ見ていただくと、一番左が回収業者、そして真ん中が商社、トレーダー、そして電力会社、発電所という流れになります。コレクターがGGLで認めてある原材料を回収し、そして、その回収したものをトレーダーに出荷する際に、必ずこの取引証明書の申請をしていただき、商取引証明書の申請をしていただきます。その申請をしていただく際には、必要書類というものがございまして、この必要書類を全て提出していただいた後、認証機関

がそれを確認し、内容に問題がないということが証明されましたら、この取引証明書というのを回収業者からトレーダーの間に発行いたします。同じようにトレーダーから申請をいただきまして、商取引証明書のほうを発行し、そして電力会社へと取引証明書がつながる、トレーサビリティをつなげていきます。

19ページ目、この取引証明書、Transaction Certificateということで、TCとして略しておりますけれども、この取引証明書は原則1にのっとって運営されております。商取引証明書は参加企業によって作成されて、質量、出荷、重量等を記載し、GHGの排出量を記載しなければいけません。そして指定されたテンプレートを使用し、そして運送書類、B/L等を閲覧可能でなければならない、直前のサプライヤーからの取引証明書のコピーも必ず提出していただく必要があります。そしてGGLS1のGHG及びエネルギー節約並びにデータ要求事項等については、指示書の1aに準拠しなければならないという要求事項がございます。

そして電力会社のほう、GGLのほうでは電力会社も認証取得を義務づけられておりまして、電力会社は材料がエネルギー生産のために使用されたことを証明するために、認証機関に製品証明書というものを要求しております。そして製品証明書を発行するに当たりまして、全ての取引証明書、サプライチェーン全体の運送書類等を準備していただき、発電所はGGLS6の認証取得を要求された後に、サプライヤーのGGLS1の認証書も取得要求され、最終的にこれらの書類全てを確認した上で製品証明書ということで、燃料使用による総排出量算出結果が記載されるという流れになります。

この取引証明書のサンプルとしまして、記載内容は20ページでございます。まず、上からご説明させていただくと、証明書の発行団体、こちらが認証機関になります。証明書番号、そして製造販売者、製品名、出荷元、荷受人、出荷先、出荷先住所、それプラス運送関連の書類、そして運び込まれるコンテナ番号、船名等が必ず記載されます。そして総量、そして純量プラス、バッチごとのGHGの排出値を記載します。そして発行団体による宣言、発行地、発行日という流れになります。

これらの内容につきましては、詳細は添付の日本市場における供給向けの基準文書ドラフトをご参照いただければと思います。

以上となります。ありがとうございました。

○高村座長

大村様、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、PKS第三者認証創設準備委員会事務局長の前田和俊様からご説明をいただきます。10分の範囲内でご説明いただければと思います。

○前田事務局長

ありがとうございます。それでは、私どもが現在検討しております新たなPKS第三者認証制度についてご説明いたします。

まず、2ページ目、目次は飛ばさせていただきます。

3ページ目、PKS第三者認証はPKS第三者認証制度創設準備委員会が事務局となり、制度の創設を進めております。PKS第三者認証創設準備委員会はBPAに所属し、この認証制度の趣旨に賛同する有志のご覧の20社により構成されております。

次のページでございます。PKS第三者認証の各策定の目的及びその趣旨については、基本文書に記しておりますが、ここでは全文をご紹介するのではなく、要点のみをご説明させていただきます。

日本のFIT制度のバイオマス発電の主要燃料となっておりますPalm Kernel Shell、PKSの順法性、持続可能性及びトレーサビリティに多くの利害関係者が関心及び疑義を寄せていると私どもは認識しております。そしてPKSを輸入、使用する組織は、これらの疑義に対して積極的に解決策を模索し、対応していく社会的責務を負っていると考えております。発電事業者及び商社によって持続可能なPKSの第三者認証制度を創設することとなりました。

PKSの第三者認証制度は公平性、中立性及び透明性を図るため、学識経験者、消費者団体、シンクタンク、金融政策及び木材産業界の代表からなる規格検討委員会及び環境保護団体やLCA専門家から構成される技術部会へ諮問し、承認を得て規格基準として発行することとしております。

次のページでございます。規格検討委員会と技術部会の2つによって構成されます諮問委員会は、図のような形になっております。図、左側のPKSの第三者認証創設準備委員会が事務局となり、規格原案を作成し諮問委員会に諮ります。諮問委員会はどちらの委員も完全な第三者委員会でございまして、規格案について修正、改定等、ご意見を専門分野の視点からご提案いただき、広く利害関係者のご意見を反映して、日本のFIT制度にふさわしい規格にしたいと思っております。

規格検討委員会は各会から参画いただいた委員のご意見をいただく場ではございますが、環境保護団体、それからLCA専門家のご意見をいただく技術部会で議論された内容については、規格検討委員会に報告され、この2つの委員会の意見を規格に反映するようになっております。

次のページでございます。公正中立な第三者による諮問委員会は、次のような委員の先生方によって構成されております。

次のページでございます。認証制度の概略についてご説明申し上げます。PKS第三者認証の

認証範囲は、申請組織から上流の供給連鎖、サプライチェーンでございまして、PKSの発生地である搾油工場まで遡って認証を行います。また、認証範囲には含まれませんが、農園や搾油工場のある農地エリアまで遡ってDD（デュー・デリジェンス）を実施いたします。一方、GHG、温室効果ガスは、搾油工場から発電所までの排出量を算出することとしております。この認証制度の特徴といたしまして、DD（デュー・デリジェンス）の範囲と認証範囲が異なるというのが特徴でございます。

次でございます。8ページ目。DD（デュー・デリジェンス）において農園や搾油工場のある農地エリアには、許容できない供給源として挙げられる次のようなリスクを確認いたします。もちろんPKSのリスクは、これらが全てであるというふうに思っているわけではございませんが、新たに顕在化されたリスクが発見された場合には、それらも加えて評価をしていきたいと考えております。

許容できない供給源として挙げられるリスクは次のようなものです。違法に開発された農園、伝統的権利及び人権を侵害している農園、高い保護価値（HCV）のある自然環境を脅かして開発された農園、遺伝子組換えパームが植えられている農園、泥炭地など耕作限界の脆弱な土壌の開発を続けて作付している農園などでございます。

めくっていただきまして、9ページ目。PKSの第三者認証の規格につきましては、2019年にバイオマス持続可能性ワーキンググループで整理されました持続可能性評価基準に適合するものとしております。

次のページでございます。では、それぞれの基準につきましてですが、個々にご説明することは省略させていただきますが、まず、環境面におきましては、農地エリアについてはDD（デュー・デリジェンス）を実施し、また、GHGの策定及び削減計画を立案、実施することにより、社会・環境の配慮を確認してまいります。

次のページでございます。社会・労働に関しましては、適切な土地利用、違法労働の排除、労働安全衛生・労働者の権利確保を確認いたします。

次のページ、12ページ目でございます。ガバナンスにおきましては、法令遵守、情報公開、認証の更新・取消しなど、信頼に足るマネジメントシステムの構築を求め、その確認をいたします。

次のページでございます。13ページ目。サプライチェーンの担保、認証における第三者性の担保につきましては、追跡可能性、信頼性を確保するべく、供給連鎖の管理をいたします。また、第三者審査機関の規定をいたしてございまして、第三者審査機関の資格につきましては、次のページで詳細を申し上げます。

14ページ目でございます。第三者審査機関の資格につきましては、現時点では、この規格がま



だ諮問委員会の承認前でございますので、次のような規定にいたしております。

1、ISO17065を適合性評価、製品プロセス及びサービスの認証を行う機関に関する要求事項の認定を得ているか、同等程度のマネジメントシステムを有すること。2、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく木質バイオマス燃料の認定を3年以上行っているか、同等の経験を有すること。3、PKS第三者認証創設準備委員会に認定されている。

この3でございますが、現時点では、先ほど申し上げましたように、まだ承認前でございますので、このようにいたしておりますが、赤字部分で記述しております「PKS第三者認証創設準備委員会に認定されている」としてありますが、認証後は独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）を認定機関として指定することを予定しております。認定機関の候補としては、FAMIC様のほかに公益財団法人日本適合性認定協会がございますが、ISO17065に基づく製品認証の実績、また、これが農業残渣副産物であるという特性を考えまして、農林水産の専門性を考慮してFAMIC様が適正ではないのかなど、現時点では考えております。

次のページでございます。15ページ目。認定制度を導入したモデル図は次のとおりとなっておりますが、このフロー図で認定並びに認証を進めると考えておりますが、懸念する事項といたしまして、コロナの影響のため、認定及び認証に必要な現地調査が現在、実施できない状況ということになっておりまして、これらが現在、懸念事項としており、2022年4月という期限というのが一つの問題となっているところでございます。

また、念のため申し上げますが、ここで認定機関をFAMIC様と仮置きさせていただいておりますが、あくまでも予定ということでございますので、その点につきましては、お含みおきいただければと思います。

続きまして、16ページ目、文書策定のステータスでございますが、先ほど申し上げましたように、現在、規格検討委員会にて、この規格基準を審議中ございまして、ステータスとしてはそのような状況になっております。

以上でございます。ありがとうございます。

○高村座長

前田様、どうもありがとうございました。

それでは、これまでインドネシア政府、マレーシア政府、それからISCC、GGL、そしてPKS第三者認証創設準備委員会からプレゼンテーションいただきました。こちら、いただいたプレゼンテーションについて、ワーキングの委員あるいはオブザーバーからご質問、ご意見がありましたらいただきたいと思っております。

まとめてご質問、ご意見を受けますので、どちらに対するご質問、ご意見かという点については、指摘をしてご発言をお願いしたいと思います。

いつものとおりでありますけれども、こちらの会場にいらっしゃる委員の皆様、オブザーバーの皆さんは、ネームプレートを立てて発言をお知らせください。

それから、本日、オンラインで橋本委員が参加されていると思いますので、橋本委員はチャットにて発言の希望をお知らせください。

それでは、いかがでしょうか。ご意見、ご質問がありましたら、お知らせいただければと思います。

ありがとうございます。道田委員、お願いいたします。

○道田委員

ありがとうございます。

皆様、プレゼンテーションをどうもありがとうございました。

ご質問ですけれども、まず、全体の確認もありまして、全ての皆様にご質問をいたします。今回、提出いただいた制度の内容、対象ですけれども、これはパーム油に関わるものなのか、固形バイオマスに関わるものなのか、特にMSPOさん、ISPOさんに関して、それからGGLさん、ISCCさん、一部、ご説明いただいたかもしれませんけれども、一応、確認のためにお願いいたします。

追加で、固形バイオマスといった場合に何を想定されているのか、PKSだけなのか、それ以外のものも想定されているのか、パーム由来以外の固形バイオマスもこのワーキングに乗ってくるとしますので、ほかのもので対象と考えられているものがあれば、それもお知らせください。これは恐らくISCCさん、GGLさんに関係するのかなというふうに思っています。

関連して、このワーキングでどのように考えるかということですが、現在認められているものに関して今回の制度を議論するのか、それから、一度固形バイオマスとして認めた制度に関して、追加で後になって別の固形バイオマスが承認された場合に、今の既に認められた制度をそのまま援用するのか、またはもう一度議論するのかというところは、一度確認したほうがいいかなというふうに思っています。

それから、ISPOさんに対して、インドネシア政府の方に対してご質問させてください。大統領令が出されたということで、小規模農家も含めて全ての規制となったということ、それから、認証について客観性を持つようになったということを理解いたしました。これから大統領令の後に省令が必要だということで今、工業大臣規則を準備されているということですが、これから実施のスケジュールがどのようにっていくのかということがもしお分かりでしたら、お知

らせてください。

それから、マレーシアのMS POに関してですが、1つは、たくさん法令をご紹介いただきました。これに関してですが、認証取得に当たって、この法令遵守というのが明示的に監査をされるのかどうかということについてお知らせいただきたいと思います。

もう1点目が、MS POの基準書についてもそうですが、以前、別の政策で森林保護区、また泥炭地の審議、パーム油農園の開発を停止するという政策があったというふうに理解しておりますが、そのような政策はこのMS POの基準の一部として考えることが、できるかどうかということをお知らせいただきたいと思います。

それから、PKS第三者認証制度についてですけれども、作成されている基準文書とガイドラインと2つ準備されていると思いますけれども、その使い分けがどのようになっているのかということをお知らせいただきたいということと、もう一つお願いですけれども、今、制度の準備中だとは思いますが、制度を策定するに当たって、この持続可能性認証というのは、生産と消費の間にある情報の非対称性というものをなるべく減らしていこうと、それによって、やっぱり正当な制度であるということを主張するものですので、ビジネスコンフィデンシャルティーの問題もあることは理解しているんですが、なるべく情報公開をお願いしたいと、これからの制度設計の中で入れていただけたらなというふうに思います。

ありがとうございます。以上です。

○高村座長

ありがとうございました。

道田委員のご質問も含めて、ご質問を全て受けてからお返ししようと思っておりますが、道田委員の最初の質問は、それぞれご検討されている認証制度のスコープが何かということを確認される、ある意味では質問の前提になるご質問なので、それだけお答えを、まずいただけますでしょうか。実質、そのほかのご質問についてありました点については、後で結構でございます。

それでは、インドネシアのほうとつながることはできますか。

それでは、インドネシア政府、スリさんのところに、こちらの制度の対象となる燃料について確認のご質問が来ております。いかがでしょうか。

○インドネシア政府

CPO、パームオイル工場は、燃料としてはピケネスも使っています。もちろんピケネスだけではなく、ほかの燃料も使っています。その答えでよろしいでしょうか。

○高村座長

後でもう一度ご質問が出るかもしれませんが、取りあえずありがとうございます。

それでは、マレーシア政府のほうからカディールさん、いかがでしょうか。

○マレーシアパームオイル庁

私たちとしては、液体も固体も両方含めております。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、申し訳ありません、大村様、前田様からお願いできますでしょうか。

○大村代表

ご質問ありがとうございます。I S C Cにつきましてはパーム油、そして固体バイオマス両方です。G G Lにつきましては、固体バイオマスのみとしております。

続きまして、先ほどご質問いただきました固形バイオマスは何を対象にしているかということですが、I S C Cにつきましては、あらゆる固体バイオマスを想定しておりまして、今現在はPKSが上がっておりますけれども、ココナッツシェル等も候補に挙がっております。同じくG G Lも同じようになっています。G G Lにつきましては、植物競合を絶対認めていませんので、その辺はちょっと違いがあるかと思えます。

そして、主産物につきましては、G G Lは木質のみを認めておりまして、そのほかの副産物については、先ほどお伝えした内容となります。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、前田様、お願いいたします。

○前田事務局長

私どもの対象は、PKSと最初、うたっておりますけれども、対象としているのは農作物残渣でございます。たまたま今、農作物残渣として入ってきているのが、パームカーネルシェルということで、輸入材になっておりますけれども、基本的には、やはりこれからのバイオマス発電燃料として食料競合の問題等を考えますと、農作物残渣というのが非常に重要なものになってくるのではないかと、そのように考えておりまして、この認証制度をつくっております。

○高村座長

ありがとうございます。

事務局からどういう検討範囲かという点について、後でまたご説明を最後にいただこうと思えます。ありがとうございました。

それでは、ほかの委員のご質問を受けて、最後にそれぞれの皆様にお答えをいただこうと思えます。

芋生委員、お願いいたします。

○芋生委員

ご説明ありがとうございました。

まず、ISPOですけれども、ISPOというのは農業大臣規則として策定されるという理解でよろしいのかということと、その上に大統領令というのがありまして、そこら辺の関係性というか、それを分かりやすくしていただきたいという要望でございます。

それから、MSPOについても同じような質問になりますが、中間報告の時点で丸のついていなかった項目については、既にマレーシアのほかの法律でもう規定されているというふうに読めるんですが、そういう理解でいいのかどうかということと、それについても、一応、書類で示されてはいたんですが、もう少し分かりやすく、マレーシアのこの法律のこれで、この部分はもう保証されているというようなことを明確にしていきたいという点です。

それから、14ページに、ちょっと分かりにくかったのですが、労働安全衛生法で、まずは40人に満たない場合に策定する必要はないと。もっと小さい小規模の家族経営のような農家は、従業員を有しないということですが、じゃ、この間、小規模で家族経営でもないんだけど、40人未満の従業員を雇っているというような農園は、どういうふうに扱われるのかという点をお聞きしたいと思います。今日じゃなくてもよいですけども。

それから、GGLさんです。GHG排出量をバッチごとに報告するというのは、非常にすばらしいことだと思いますが、これは誰がどのようにどういう範囲で計算されるのかということと、今後のGHG排出の議論にも関わってくるので、ぜひ教えていただきたいというふうに思います。

それから、PKS、最後に発表いただいた新たなPKS認証制度ということですが、これも非常にきめ細かい制度になるかなという期待があるんですが、感染症の影響もありまして、先ほどおっしゃったように、もし間に合わなかった場合、取りあえず別の認証制度を使うというおつもりなのか、あるいは、もうどうしても2022年4月に間に合わせるという、そういう方向でいかれるのかということ、後でも結構ですのでお聞きしたいと思います。

以上です。

○高村座長

ありがとうございました。

かなり専門的なご質問も出ておりますので、最後、ご回答いただきますけれども、場合によっては、後日、事務局に対してお答えをいただくというものもあるかなというふうに思います。ありがとうございます。

相川委員、お願いいたします。

○相川委員

ありがとうございます。

私のほうからは、まず、全体事項として、今日のご説明によりますと、各認証さん、正直申し上げれば、準備段階のステータスのものが多いのかなというふうに思っていて、これは質問というか、ワーキングの決めの問題かと思いますが、どの時点でどのようなステータスになったときに、このF I T制度の中で使えると認めるのかということは、少し横並びで整理をする必要があるかなというふうに感じております。

それで、個別の認証に関しましては、MS POさんのご説明の中で、去年、我々のワーキングでは、主にパート1という文書を基に審査をしておったということだと思いますが、今回、パート2、3、特に大規模の農園ということでは3だと思いますけれども、それを参照するという必要があったということが明らかになりましたので、今回も改めて文書も見直しておりますが、やっぱり書きぶりが異なる部分がございますので、日本の認証に合う基準になっているのかということは、いま一度確認が必要かなというふうに思いました。

それで、あとは質問事項です。まず、伺いたいと思ったのは、I SCCさん、GGLさん、あと、PKSの第三者認証さん、共通ですが、それぞれの資料のサプライチェーンの確認の範囲を見ますと、I SCCさんの固体バイオマス、それから、GGLさんの全体に関しては、電力会社の認証というものが求められておりますが、I SCCのオイルの場合、それから、PKSの第三者認証さんの場合は、発電所の確認というものをどのように行うおつもりなのか、少しお考えを伺えればというふうに思っております。

それから、あとはPKSの第三者認証の前田さんに伺えればと思いましたが、DD（デュー・デリジェンス）によって農園の確認を行うというのは、これは去年の主産物、副産物の我々の整理を一步踏み越えたというか、踏み込んだ積極的な対応ということで、非常にすばらしいのかなというふうに思っておりますが、これ自体が審査項目なのか、それとも、ある種、やることを義務づけるというようなレベルの話なのか、そのあたりのことをお聞かせいただければというふうに思います。

最後に、ちょっと気になったのが、やはり現地の審査が難しくなっているというお話がございましたが、これは逆に大村さん、世界の状況をよくお分かりかと思いますが、やっぱりコロナ禍の中で、特に移動がなかなか難しくなっているというのは現実だと思いますので、審査業界が今、実態としてどんな感じになっているかというのは、ちょっとお聞かせいただくと、我々としても重要な情報になるかなというふうに思いますので、その点もお願いできればというふうに思います。

私のほうからは以上です。ありがとうございます。

○高村座長

ありがとうございます。

オンラインでご参加の橋本委員が発言をご希望と伺っております。橋本委員、ご発言をお願いしますでしょうか。

○橋本委員

ありがとうございます。ご報告ありがとうございました。

ちょっと重なる部分もあるかと思いますが、5点ほどお伺いしたいと思います。1点目は、ISPOに関わる部分ですが、中間取りまとめの中で、認定機関の認定というのは認証の運営機関自身ではなくて、別の機関が認定していることという条件がありますけれども、そこについて少しご説明いただけるとありがたいです。

2点目は、同じく認証に関わる部分ですが、PKSの第三者認証に関しましてご説明いただいた内容の中で、認定機関と認証機関の関係がちょっとよく分かりにくかったので、混在しているように思えたので、その点のご説明をお願いできると幸いです。

3点目ですけれども、こちらはISPO、それからGGL、そしてPKS第三者認証に関連しますが、今、準備中のものもあって、既にご質問がありましたけれども、規定や制度の整備が完了する時期というのがいつ頃なのかということをお聞きしたいと思います。

4点目はGGLですけれども、今日のご説明の中で温室効果ガスの削減計画の部分というのはどのようになっているのかというところを、ちょっと教えていただければと思います。

最後の5点目はISCC、それから、GGLに関してなんですけれども、ライフサイクルの実地排出量を算定するという内容が含まれていて、非常にすばらしいと思いますが、この算定された結果の検証の部分というのは、どのような形でされているのか、あるいはどういう形で検証するのかということについてお聞かせいただければと思います。

以上、5点です。

○高村座長

ありがとうございます。

オブザーバーから何かご質問、あるいは委員から追加でご発言のご希望はございますか。

相川委員、お願いいたします。

○相川委員

細かいところで恐縮ですが、PKSの第三者認証さんのご説明で、今の橋本委員の質問とも関係するところですが、認定機関の選定というところで、今、FAMICさんを考えておら

れるということでした。その上の審査機関のほうのご説明で、木質バイオマス燃料の認定を3年以上行っているといったような経験を求められると。経験を求められるのは非常に結構なことだと思いますが、木質バイオマス燃料の認定というのが何を指しているのか、ちょっと分からなかったものですから、具体的に教えていただければと思います。

○高村座長

ありがとうございます。

ほかにごありますか。

それでは、私のほうからご質問とお願いをしたい点が2、3ございます。既にほかの委員からご指摘の点は除外をして申し上げますけれども、資料4のI S C Cの大村さんのご発表についてであります。

3点ほどございまして、1つはスライド7のパームオイルのところであります。こちらは農園について内部監査をしていく、リスク評価といいたいまいしょうか、そういう手法を取っていらっしゃるというふうに思いますけれども、同時に、こちらの持続可能性基準のほうでは、かなり農園スペシフィックな、例えばその農地が一定期間、整理云々とか、あるいは泥炭地の扱いで、かなり農園スペシフィックな確認を求めているように思っておりまして、この内部監査とリスク評価を使った方法で、これが十分できるのかどうかという点についてであります。

それから、2つ目が、これはPKSの第三者認証創設準備委員会の前田さんのほうからご紹介のあったDD（デュー・デリジェンス）の取組は大変ありがたいと思っております、やはり常に調達価格の算定委員会等を含めて、副産物であってもやっぱり農園に対する影響については、常にご指摘があるところであります。これで大村さんに投げるのですが、こうしたDD（デュー・デリジェンス）の取組を、副産物について何か工夫するような余地があるかどうかという点であります。

最後、I S C Cさんに対しての3つ目は、今、固形燃料と、それから、パームオイルと、いわゆる主産物、副産物を一緒にした形でガイダンス文書をおつくりになろうとしているように思いますが、やはり持続可能性基準の項目は、今、1つでこちらはつくっていますけれども、そのスコープが違うものですから、2つ分ける可能性があるのかどうかという点であります。

それから、G G Lについては、先ほどのDD（デュー・デリジェンス）の取組について同じようにお尋ねをしたいというふうに思っております。

私のほうからは、質問については以上でありまして、これは事務局も含めて、あるいは場合によってはワーキングで検討しなければいけない事項ではないかという点が1点ございまして、これについてコメント、意見を出したいと思っております。



既に何人かの委員のご発言の中にもありましたけれども、こうした認証が適切に遵守をされた燃料であるのかということ、きちんとやはり確認ができるということが非常に重要だというふうに考えております。これは特に設備等とは違って、燃料はフローで常に調達をされていくものだと思いますので、継続的な確認というのが非常に重要だというふうに思っております。

その意味では、持続可能性基準のところは、これまではいわゆる確立したといえるでしょうか、既にそういう制度を持っていらっしゃる認証を念頭に置いていましたので、あまりこちらのほうで持続可能性基準という形で基準の明確化をしてきておりませんが、例えば新たにつくっていただくということだと、先ほど委員からもありましたけれども、それがきちんと客観的、中立的に、しかも守られているかどうかを確認ができる制度としてつくられているかどうかということを確認する項目基準を、私たち自身が持たなきゃいけないのではないかとということでもあります。

これは認証をつくれる側も、一体どういう基準を満たしていれば、認められる認証になるのかということが明らかになることが必要だと思っております、その意味で、これは事務局あるいはこのワーキングの中の一つの検討事項ではないかと思っております。

今日、I S C Cのお話を聞いていますと、やはり、先ほど審査員のトレーニングですとか、あるいは、場合によっては信頼性プログラム、実際に満たされないものについては、取消しも含めてやっていたらという、そういう制度が多分、一つ国際的に確立した認証の中ではつくられていると思うんですけども、そうした事例、特にR S P Oもそうだと思いますけれども、そうした事例を踏まえて、少し基準や確認事項を明確にすることが必要なというふうに思っております。

私のほうからは以上でございますが、何か追加的にご質問、ご意見はございますか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、先ほども申し上げましたが、かなり詳細にわたった技術的な点もご質問に含まれていると思いますので、もし今の時点でお答えが難しいものは、後日、事務局に対してご回答いただければというふうに思います。今日出たご質問は整理をされて、また皆様方にもお届けになると思いますので、今、この時点でお答えできるところでということをお願いしたいと思います。

ちょっと順番はございますけれども、先に会場にいらっしゃいます大村様と前田様からお答えをいただいて、その後、インドネシア政府、そしてマレーシアの政府からお答えをいただこうと思っております。

では、大村様、お願いいたします。

○大村代表

ご質問いただきましてありがとうございます。

まず、芋生委員からご質問いただきましたGHGの計算方法についてですが、GGLはバイオグレースⅡというツールを使ってGHGの計算をしております。これはEUのほうで開発されたプログラムでございます。そちらに基づいて、これはEUベースなので、どうしても計算方法というのがEUベースになるという問題はありますけれども、これにつきましては日本版というのがまだないので、今、このバイオグレースⅡを使用しております。ただ、その内容では、特に今のところ問題は発生していないというふうに、現場からは聞いております。

そして、削減率についてですけれども、今、EUのほうでは70%の削減を求めていますので、GGLで認証取得される場合は、全体で70%の削減が義務づけられております。

そして、相川委員からのご質問ですけれども、ISCCにつきましては、発電所までの認証取得は義務ではありません。GGLも義務ではありませんが、発電所専用の基準がございます。なので、GGLについては発電所まで認証をご取得することはもちろんできますし、最終的には、取るか取らないかというのは発電所側の判断になるかと思っております。

もう1点、ご質問いただきました認証状況ですけれども、正直申し上げてコロナ禍の影響で、実地検査が必要な認証スキームというのが必ずありまして、認証機関としましては、固体バイオマス関連のみならず、ほかの認証プログラムも審査をしておりますので、やはり半年ぐらい滞っていた認証プログラムの実地検査というのがありますので、ようやく今、インドネシアのほうでは最近再開したという事情もありますので、おおよそですけれども、最低6か月は遅れているという状況です。これは既存の認証プログラムのみですので、この新たなPKS等の確認が追加されるということであれば、やはり1年近くの対応は、なかなか難しくなってくるのではないかなと感じております。

そして、橋本委員からご質問いただいた認証機関と認証スキームオーナーの違いということでもよろしかったでしょうか。認証機関というのは、今回、発表しますISCC、GGLというのが認証スキームオーナーという形ですので、この認証スキームオーナーが求める認証機関の要求事項というのが、先ほども少し出ておりましたけれども、ISOの要求事項がございますので、まずそれが持っている会社であるということが前提となりまして、そこから各認証スキームオーナーが認証機関の要求事項を満たしているかというのを精査した上で、認証機関を特定するというプロセスになります。

GGLのGHGについては、先ほどお答えさせていただいたとおりです。

高村委員からのご質問ですけれども、内部監査とそれで足りているかどうかというのは、ちょっとこの場ではお答えできませんので、ISCCに確認してお答えさせていただきたいと思って

おります。I S C C、G G Lにつきまして、D D（デュー・デリ）の実施云々については、現段階では基準には明記されていません。ただ、そういうご要望があれば今後検討し、追加することも考えられるかと思えます。

最後のご質問、I S C Cの固体とパーム油についてですけれども、これを別にするという事はI S C Cにまた改めて相談した上で、回答させていただければと思っております。

以上でよろしいでしょうか。

先ほど、審査員の資格について、そして審査員のクオリティーについてのご質問があったかと思えますけれども、各認証機関で認証プログラムも必ず審査員が適切に審査を行っているかどうかというのを、定期的に確認しております。シャドーオーディットと言いまして、審査員が上官である審査員、シニアオーディターという立場の者が、年に最低1回でも同行し、その審査が適切に行われているかどうかというのをもちろん検証しております。

○高村座長

ありがとうございました。

もし何か追加でありましたら、ご質問をもう一度受けたいと思えます。

それでは、前田様、お願いいたします。

○前田事務局長

質問に関しまして、詳しくは持ち帰らせていただいてご回答させていただきたいと思っておりますが、答えられる点を答えさせていただこうと思えます。

まず、道田様からいただいたご質問で、基準書とガイドラインの関係性ということですが、規格基準というか要求事項というのは、これはもう認証取得者はマストで守らなければいけない事項、守らないと不適合になります。ガイドラインというのは、それらを満たす上で望ましい事例というのをガイドラインで改正する形にしております。

それから、あと、情報の公開につきましては、認証制度ができてスキームオーナーが組織移行しましたときには、そのような形を、例えばホームページ等で情報公開を進めていこうと考えております。

それから、芋生様からご質問いただきました間に合わない場合はどうかと。今のところ、間に合わなかったらどうするかという議論を進めておりませんものですから、未検討でございますが、現時点では2020年4月までに頑張ろうねという話になっております。

それから、あと、相川様からご質問いただきました発電所の確認というのは、発電所様が申請組織として申請されるという理解でよろしいでしょうか。

○相川委員

私が質問したかったのは、発電所がこの第三者認証制度を使って認証を受けた燃料を適切に分別し発電している、例えばGGLさんが発電者向けの基準で要求していたように、非認証の燃料を混ぜていないかというようなことの確認をするようなことというのを考えておられるかという、そういう趣旨の質問です。

○前田事務局長

私どもの場合、発電所様が申請組織として認証を取得される場合は、分別がちゃんと行われているかということは確認いたします。その場合は発電所様から遡って搾油工場までのトレーサビリティを、申請組織である発電所が行わなければならないという形になります。

それから、あと、DD（デュー・デリジェンス）は要求事項でやるだけなのかということなんですが、DD（デュー・デリジェンス）は、当然、申請組織から全部やらなければなりません。審査機関はその内容をチェックして、それが適正であるかどうかということを確認しなければならないということでございます。

それから、あと、橋本様が認定機関と認証機関の関係性はどういうご質問でございました。これはいわゆるISO上にとっておりまして、認証機関というのは、申請組織が要求事項に合っているかどうか適合性を確認して認証を与えるところ、認定機関というのは、認証機関が17065に準じて適合性のある審査をしているかということを確認するための機関でございます。

それから、あと、制度の完了時期でございますが、これは現在、規格検討中でございます、9月28日に第3回規格検討委員会が実施されます。その後、予定としてはパブリックコメント等を集めさせていただきますので、それらを踏まえて、また修正する事項があるとなると、また修正並びに承認という作業が加わりますので、できれば年内までに認証制度としての一旦の認証をいただきたいと考えておりますが、それにつきましては、今後の議論の成り行き次第というところでございます。

あと、それから、相川様からご質問いただいた経験3年とはどのようなことかと申しますと、これは現在、認証なり何なりがあるのは木質でございますので、これは林野庁ガイドラインで規定されておりますFIT認定をされている機関でございます。これが木質チップなりプレートなりの審査を行っているところが、その経験を持っているところというふうに考えております。

以上でございます。

○高村座長

ありがとうございました。

それでは、インドネシア、マレーシアの政府のほうにご回答をお願いしようと思います。

先ほど申し上げましたように、かなり詳細なテクニカルな技術的なご質問もありますので、お

答えいただける範囲で、他は書面等でお答えをいただいても結構です。

失礼しました。オンラインでご参加の橋本委員、追加のご質問ということでよろしくお願いたします。

○橋本委員

PKSの第三者認証のことについてご質問したのが、14ページのスライドの1と2は認証機関のことを言っていच्छやと思うんですけども、3は認定機関のことを言っていच्छやと思うんですね。その辺が何かちょっと混在していないかなと思ってご質問をした次第でした。

それから、もう1点、ISCC、GGLのライフサイクルの排出量の検証のところですけども、バイオグ्रेसIIという計算ソフトを使って計算されているということで、それを使っているということをもって妥当であるという判断をされているのか。それを検証する、実際に計算された結果が正しいのかどうかということを検証するプロセスというのは持っていच्छやのかどうかということ、ちょっとお聞きできればと思います。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、インドネシア、マレーシアの後で大村さんをお願いしたいと思いますが、ちょうど今、橋本委員がおっしゃった点は多分、橋本委員のもともとのご質問にも関わって、温室効果ガスの計算方法については分かったんですが、こちらの日本の持続可能性基準でいきますと、最小限にそれをとどめるように計画を策定し実行するというのを、GGLやISCCはどうされているのかという点を多分ご質問になっていたと思います。もし追加でお願いできればと思います。

それでは、インドネシア、マレーシアの皆様のお答えをお願いしようと思います。インドネシア政府のスリさん、いかがでしょうか。

○インドネシア政府

全ての質問に答えられるかどうか分かりませんが、あと、聞き取れない部分もあるかと思いたすけれども、その意味で、まだ質問が答えられない内容があったら、ぜひともメールか何かで連絡をして、また答えたいと思います。

○高村座長

そのようにお願いします。

○インドネシア政府

最初の質問に関してですが、インドネシアの認証機関は今15社があります。その中でどのように認証機関が認められているかどうかということですけども、これはインドネシアの国家認定委員会、KANというものがあります。

ISPO認証機関というのは基本的に第三者機関、独立した機関でございます。これはインドネシアの先ほどの国家認定委員会のほうで承認された機関でございます。ISPO委員会のほうは、政府が管轄です。これは農業大臣が一応、リーダーとしてISPO委員会のほうに運営することになります。

そして、農業大臣規則は、もうそろそろ終了する。審議が終わって、今は法務省のほうに提出する段階で、恐らく1か月以内に承認されることになります。そして工業大臣規則は、今は農業大臣規則に沿って、特にパームの産業に関して、これは明確に書かないといけないのですが、今はまだ作成中でございます。

そして、PKSの持続可能性については、インドネシアはそのトレーサビリティを明確にして、農園からの申請に基づいて、これはトレーサビリティをつくって、この監査の流れとしてはインドネシアの基準SFEとISO17020に基づく審査も行います。

そして、これの審査に当たっては、先ほどISOに基づいたことで、5分野でその審査を行うことになります。

そして5つの分野の審査結果の報告を、これは記録して、これはトレーサビリティとしての証拠になるということで、ちゃんと明記することになります。

以上です。

○高村座長

ありがとうございました。

それでは、マレーシア政府のほうからお答えいただけますでしょうか。カディールさん、お願いいたします。

○マレーシアパームオイル庁

3つご質問があったと思います。我々の規定に関わる問題ですけれども、監査の中に含まれているのかという質問ですけれども、これは基本的に含まれています。この法令というのは、MSPOの中の2つのコンプライアンスの中に含まれておりますので、法規について監査の中でも対象になります。監査項目の対象になります。

マレーシアの政府の政策で前政権ですけれども、植林地面積を限定するという政策がありました。森林保護区には植林を行わないですとか、アブラヤシのこうした政策が発表されて、しかしながら、このMSPOシステムの中には反映されておりますし、これはMSPOの改定を行っております。見直し、改定を行っておりますが、改正後にこれが含まれることになります。既に我々のほうではマレーシア政府の政策が行われている場合については、これを検討して盛り込みます。

もう一つ目の質問ですけれども、今度の認証を受けているものがプランテーションになっているのかというご質問ですけれども、現状としましては、独立小規模農家というのは認証のパート3、これは組織化された小規模農家、そのうち99%はもう既に認証を受けています。このプランテーションですと99%。

しかしながら、独立小規模農家の認証率は、非常にまだ低い状態です。この小規模農家というのは独立及び組織化された小規模農家にしては、50万といった数の農家があります。その46%が認証を受けています。我々のほうでは、独立小規模農家にしては大きなチャレンジとして我々としても大きな課題となっています。NPOCCと我々のNPOBの中で手を取り合って、この認証を無事に進めていきたいと考えております。

これは25万といった小規模農家が全国に散らばっているわけです。これを集めて持続可能なパーククラスターの中に含めて、傘下を含めていくという作業をしています。それは日々その作業に邁進しているわけですけれども、連邦政府及び州政府が手を組んで、この小規模農家の全ての認証を目指して、最終的に誰もその後に取り残されるようなことがないように、日々努力を重ねております。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、すみません、大村さん、先ほど橋本委員からあったご質問についてお願いいたします。

○大村代表

先ほどご質問いただきましたバイオグレースⅡの信頼性についてですけれども、このバイオグレースⅡは、もともと欧州委員会で作成された排出基準式がございまして、この数式に基づいて、バイオグレースⅡが欧州委員会のシンクタンクで開発されたというふうに聞いておりますので、かなり信頼性が高いものと思っております。そのほかに、信頼性の高いツールがあれば、そちらのツールも検討する余地はあるかと思いますが、現段階ではバイオグレースⅡを使用しております。

○高村座長

ありがとうございます。

相川委員、お願いいたします。

○相川委員

今の話、橋本委員の質問というのは、バイオグレースはエクセルベースのツールですので、そこに数字を入れて計算をしますが、それは恐らく事業者さんが計算されると思いますけれども、

その計算結果が、入力ミス等も含めて妥当かどうかをGGL側がチェックをする。そのチェックの体制だとか専門性というのはどうでしょうかという質問だったというふうに思います。

○高村座長

芋生委員、お願いいたします。

○芋生委員

関連してなんですけれども、これからこの委員会でも、さっき申しましたように、GHGの排出削減を取り組んでいくわけで、そのときに、お聞きしたいのは、ソフトウェアというよりも、どの範囲でどういう項目を計算されているのか、確認されているのかというところをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○高村座長

ほかにご質問、追加でございますか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、事務局のほうにもご質問があったと思いますので、事務局のほうから、もし何かございましたらお願いいたします。

○和田新エネルギー課長補佐

最初に道田委員からいただいた、固形バイオマスを今後新たな燃料として加えていくときに、今回のような認証の検討をどうするのかというところでございますけれども、ちょっと正直に申し上げると、ものによるのかなというところもありますけれども、当然、先ほどご回答いただいたとおり、例えばPKSやパーム油の認証と全く同じでいいということであれば、これを援用するということは当然あると思いますし、何か新たな確認ポイントが必要ということであれば、それを追加的に確認するということもあり得ると思っておりますので、新燃料をもし追加した場合には、その都度議論させていただくということが基本になるかと思えます。

ただ、ケース・バイ・ケースだと思いますので、そこは柔軟に対応していくということかなと思っております。

あと、相川委員からいただきました、どの時点で採用するのかということですが、これはまさに今ご議論いただいたような論点が、何によって保証されるのかというところ、例えば何か文章が明らかになったという時点なのか、各国政府において何か法令が改正されたりと、いろいろあると思いますので、そこはちょっとまとめて整理をさせていただきたいと思えます。

あと、座長からいただきました、統一的な基準といいますか、同じものというのは、どこまで整理できるのかというのは、ちょっと考えさせていただいて、整理をさせていただければと思います。



以上です。

○高村座長

ありがとうございました。

本日、大変熱心なご議論、そして5人の方からご報告をいただきました。大村さん、2つありがとうございました。

本日の議論を次回以降の検討につなげて進めてまいりたいと思います。とりわけ、インドネシアのスリさん、そしてマレーシアのカディールさん、そして通訳のお2人、どうもありがとうございました。

本日のワーキングはここまでとさせていただきます。追加でご回答、場合によってはご質問がある場合には、事務局のほうにお願いをしたいと思います。

では、次回の開催について事務局からお願いいたします。

○和田新エネルギー課長補佐

次回のワーキンググループにつきましては、日程が決まり次第、経済産業省のホームページにおいて、お知らせをさせていただきます。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、これをもちまして、本日のワーキンググループ第7回を閉会いたします。

本日はご多忙のところ、熱心にご議論いただきまして、どうもありがとうございました。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

—了—